

紫波町学校給食食材等調達基準

— 平成28年1月13日制定 —

一部改正 平成31年1月15日

紫波町教育委員会

紫波町学校給食食材等調達基準

第1 策定の目的

学校給食に使用する食材の購入は、食品アレルギー事故防止等安全、衛生管理の観点から、価格の他に品質や成分等多岐に渡る諸要素をその都度確認の上、購入食材を決定する必要がある。

このため、価格だけで決定することになる競争入札は、食材の選定方法に適さないことから、紫波町学校給食センター（以下「給食センター」という。）における食材の購入は、地方自治法施行令第167条の2第6号に基づく随意契約とし、価格や品質等の比較により、購入食材を決定している。

しかし、入札に際し、明白な競争項目である「価格」以外にも評価項目としていることから、運用を誤ると、競争性を担保できず、公正かつ適正な取引の確保を損なうことにつながる。

このため、本基準及び本基準による入札に係る仕様を定めることにより、公正かつ適正な取引を期すものである。

第2 用語の定義

本基準において使用する用語の定義を次のように定める。

- 1 食材 学校給食に使用する食材全般。ただし、専ら地場産品の納入が見込まれ、特に契約を締結する食材については、本基準の適用外とする。
- 2 入札 価格や品質等の比較により、購入する食材を決定する一連の経過
- 3 食材納入業者 入札に参加し、食材を納品する業者
- 4 食材入札参加名簿 給食センターが定める食材の入札に係る参加業者名簿
- 5 食材入札参加登録 食材入札参加名簿への登録
- 6 指名業者登録 紫波町の定める紫波町建設工事等入札参加者登録簿【物品製造等】への登録
- 7 「食品に関する法令」：学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他食材に係る法令全般
- 8 成分表 複数の食材を使用した加工食品の詳細な成分を記載した書類

第3 食材納入業者

1 食材納入業者

- (1) 食材納入業者は、食材入札参加登録されているものとする。
- (2) 食材入札参加登録は、原則として1年更新とする。ただし、期間の途中で参加登録された食材納入業者の更新時期は、先行されている食材納入業者の更新時期とする。
- (3) 食材納入業者は、申請事項に変更が生じたときは、給食センターに

速やかに届出なければならない。

- (4) 食材入札参加登録に係る様式は、給食センター所長が別に定めるものとする。

2 食材入札参加登録基準

食材入札参加の登録者は、次の事項を全て満たすこととする。

- (1) 指名業者登録されていること。
- (2) 学校給食の趣旨を理解し、食品に関する法令を順守し、学校給食の運営に協力することを了承できること。
- (3) 製造設備、製品の保管設備その他衛生上必要な設備を有すること。
- (4) 製造、供給能力が十分で、指定日時に所要量を納入できること。
- (5) 従業員の健康管理が十分行われていること。
- (6) 発注数量が、状況により、変更になる場合があることを了承できること。

3 食材入札参加登録の抹消

食材入札参加登録された食材納入業者が、次の事項に該当する場合は、給食センター所長は、参加登録を抹消することができるものとする。

- (1) 指名業者登録又は食材入札参加登録の登録基準に適合しないとき。
- (2) 故意又は過失により、異物の混入、規格外の食材、数量の過不足等の重大な事故が複数回あり、かつ、適正な対応がなされなかったとき。
- (3) その他重大な不正又は過失があったとき。

4 食材納入業者の安全、衛生への協力

安全、衛生管理のため、食材納入業者に次の事項を協力依頼するものとする。

- (1) 食物アレルギーに関する事故を防止するため、食材に係る成分表を提出するものとする。
- (2) 給食センターは、年度途中において、食材納入業者の施設設備及び衛生管理について巡回点検を行うことができるものとする。
- (3) 巡回点検において、施設設備及び衛生管理について不備なところがあった場合、食材納入業者に改善を求めることができるものとする。
- (4) 食材に異物混入等の事故が生じた場合、給食センターは、食材納入業者に対し、その原因に関する報告書等の提出を求めるものとする。
- (5) 食材納入業者は、前項に関する報告書の提出を求められたときは、速やかに報告書を提出すると共に、その原因となった事例の改善につい

て書面で給食センターに提出するものとする。

- (6) 食材納入業者は、納品業務に携わる者(以下「納品担当者」という。)による感染症、食中毒を防止するため、納品担当者に係る腸内細菌検査(検査項目は次のとおりとする。)を実施し、その結果を、納品月における最初の納品日の前日までに、給食センターに提出するものとする。

また、納品を他社に委託する場合においても、食材納入業者の責任により、同様に扱うものとする。

※ 腸内細菌検査項目

- ・ 赤痢菌
- ・ サルモネラ菌(腸チフス、パラチフス)
- ・ 腸管出血性大腸菌(0-26、0-111、0-157等)

第4 入札

1 対象となる食材

紫波町の学校給食に使用する食材のうち、月別入札及び年間入札により決定する食材全てを対象とする。

2 食材選定委員

給食センター所長は、次の者を食材選定委員に任命し、入札による食材の選定にあたらせるものとする。

- (1) 栄養教諭、学校栄養職員
- (2) 給食センターに在籍する調理員
- (3) 給食センターに在籍する事務職員
- (4) その他給食センター所長が特に任命した者

3 入札における評価項目

食材選定委員が次の項目で評価を行い、総合評価が高いものを購入食材として決定するものとする。

(1) 一般食材

ア 産地 国産品を優先とする。なお、県産品及び国産品は同評価とする。

イ 価格 最も廉価なものを優先とする。

ウ 規格、品質 最も学校給食の使用に適していると認められるものを優先とする。

エ 食物アレルギーに係る安全性 食物アレルギー等の観点から最も安

全性の高いものを優先とする。

(2) 肉、青果物

ア 産地 紫波町産品を優先とする。なお、県産品及び国産品は同評価とする。

イ 価格 最も廉価なものを優先とする。

ウ 規格、品質 最も学校給食の使用に適していると認められるものを優先とする。

エ 納入確実性（青果物のみ） 青果物については、気象条件等により入札後に品質等が変化する可能性があり、食材納入業者によっては入札時と納品時に品質に大きな開きが生じる場合がある。

このため、食材別の納入実績を評価項目とし、過去の納入時の事故の有無やその対応を鑑み評価を行うものとする。

4 規格の基準

食材の規格は、特に定めるもののほか、次の事項が適正に順守されているものとする。

- (1) 食材は、食品に関する法令の定めを順守していること。
- (2) 青果物の規格は、当該年度4月1日現在有効な「岩手県青果物等標準出荷規格」によるものとする。
- (3) 農薬使用履歴等が管理され、安全確保に努められて生産されているものであること。

5 見本品

入札時に提出する見本品は、特に定めるもののほか、次の事項が適正に順守されているものとする。

- ・見本品は、現に納品する食材と同品質のものとする。

6 表示・証明

食材の表示は、特に定めるもののほか、食品表示法（平成25年法律第70号）によるものとし、次の事項が適正に順守されているものとする。

- (1) 「遺伝子組み換え」に係る義務表示が行われていること
- (2) 期限表示、製造年月日・加工年月日等が包装または証明書等に明示されていること。
- (3) 原料原産国又は原産地、製造・販売業者の名称及び所在地（製造所固有記号）等が包装または証明書等に表示されていること。
- (4) アレルゲン（義務表示・推奨表示対象全28品目）を含む食品の原

材料が商品規格書等に表示されていること。

- (5) アレルゲン（義務表示・推奨表示対象全28品目）を含む原材料を用いた製品を、納入する食品と同一の製造ラインで製造している場合は、そのことを明らかにすること。

第5 契約

- 1 契約条項は別紙によるものとする。
- 2 次の事項が認められる場合、給食センターは、当該契約の全部又は一部を破棄できるものとする。その際、給食センターは、食材納入業者に対し、契約破棄に伴う損失等に関して一切の補填を行わないものとする。
 - (1) 故意又は過失により、異物の混入、規格外の食材、数量の過不足等の重大な事故があり、かつ、適正な対応がなされないとき。
 - (2) その他重大な不正または過失があった時。

第6 その他

この基準に定めるもののほか、食材等の調達に関し必要な事項は、給食センターが別に定める。